

都築鋼産(株)産業廃棄物最終処分場規模変更に伴う環境影響評価準備書
に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 当事業は、既存の安定型最終処分場を大幅に増設するものであるが、現状において放流水及び浸透水の水質が関係法令等の基準に適合していないことから、これらの基準を確実に遵守するための措置を示したうえで、増設に係る環境保全措置を具体的に示し、埋立廃棄物及び浸透水による影響を回避・低減すること。

また、受入廃棄物については、浸透水の水質に大きく影響することから、選別を厳密に行うこととし、そのための検査基準を定めるとともに、その基準を確実に遵守するための維持管理計画を具体的に示すこと。

(2) 増設後の水質について環境保全の目標との整合が図られていないと評価し、必要な環境保全措置も示していないなど、周辺的生活環境の保全への配慮が十分と認められないことから、実効性のある環境保全措置を具体的に示すこと。

なお、予測及び評価に当たっては、これまでの廃棄物搬入量及び環境監視結果等の実績、埋立容量の増大に伴う浸透水及び放流水の水量、水質等の変化を踏まえ行うこと。

(3) 県外廃棄物の搬入割合については、福島県廃棄物処理計画に適合していないことから、整合を図るとともに、規模変更の必要性及び年間受入計画の根拠を示すこと。

(4) 埋立期間が長期間となることから、埋立廃棄物の圧密による埋立地の影響を具体的に示し、必要な環境保全措置を検討すること。

(5) 工事期間、埋立期間中及び埋立終了後の自然環境保全対策については、法面や覆土面の降雨等による侵食や崩壊が起こらないよう具体的な緑化計画を示すこと。

また、土砂災害の防止、周辺森林の涵養機能の維持にも配慮するとともに、緊急時における対応について具体的に示すこと。

(6) 環境影響評価の予測に使用した気象状況、設定条件、予測式、補正值等の根拠を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。

(7) 今後、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を

講じること。

- (8) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施すること。

2 大気環境について

道路交通騒音については、環境基準を超過している地点があることから、影響を可能な限り低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

また、調査地点、調査時期及び予測条件の設定の根拠を示すこと。

3 水環境について

- (1) 浸透水のBOD及びCODについては、現状において一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に規定する基準を超過していることから、その原因を究明し、必要な対策を講じるとともに、浸透水への影響を回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

- (2) 放流水のホウ素及びCODについては、現状においていわき市水道水源保護条例の基準を超過していることから、その原因を究明し、必要な対策を講じるとともに、放流水による影響を回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

- (3) 放流水のBODの予測結果については、いわき市水道水源保護条例の基準とほぼ同じ値であることから、回避・低減するための環境保全措置を具体的に示すこと。

- (4) 放流水の調査で検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素については、定量的に予測及び評価を行うこと。

- (5) 小名浜港は窒素及び燐の環境基準が設定されていることから、放流水の窒素及び燐について、定量的に予測及び評価を行うこと。

- (6) 予測及び評価に当たっては、環境影響が最大となるような条件を設定すること。

また、水生生物及び農業用水への影響についても考慮すること。

- (7) 水の濁りについては、近年の気象状況等を踏まえ、降雨量や流出係数を適切に設定すること。

また、工事中の水の濁りについて、事後調査計画に追加すること。

(8) 地下水については、対象事業実施区域の周辺地域における井戸水の利用状況、地質の状況、帯水層の分布、地下水の水位及び流向を適切に把握し、水位、水質及び流れの予測及び評価を行うこと。

また、地下水及び浸透水については、地質的要因が考えられることから造成工事及び廃棄物の埋立による影響について、事後調査計画に追加すること。

4 土壌に係る環境について

浸透水及び地下水の調査において、フッ素及びホウ素が検出されていることから、土壌汚染についての予測及び評価を行うこと。

5 自然環境について

(1) 対象事業実施区域周辺地域は、ノスリやサシバ等の営巢の可能性があることから、繁殖期に配慮した工事工程を検討するなど、必要な環境保全措置を示すこと。

(2) 鳥類の定点調査の調査時間及び可視範囲の設定について、根拠と妥当性を明確にすること。

(3) 改変区域に近接する地点において希少な植物が確認されていることから、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じること。

(4) 希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じること。

6 景観について

景観については、調査地点とした上遠野城趾夢展望台、若宮地区及び前山地区についても、予測及び評価を行うこと。

7 事後調査等について

(1) 事後調査及び維持管理計画に基づく結果の公表に当たっては、閲覧者の理解を深めるための分かりやすい資料も併せて閲覧に供すること。

(2) 維持管理計画の水質検査については、関連法令等の規定に基づき適切に設定するとともに、事業の実施による影響を適切に把握できる頻度等とすること。

8 その他

- (1) 上記 1 から 7 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記 1 から 7 の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。